

2019  
No.129

11

広報

# うるぎ

- ホームページ <http://www.urugi.jp>
- Eメール [somu@urugi.jp](mailto:somu@urugi.jp)
- 総務課 [somu2@urugi.jp](mailto:somu2@urugi.jp)
- 産業課 [sangyo@urugi.jp](mailto:sangyo@urugi.jp)
- 村づくり総合推進室 [kankou@urugi.info](mailto:kankou@urugi.info)
- 住民課 [jumin@urugi.jp](mailto:jumin@urugi.jp)
- 教育委員会 [kyoiku@urugi.info](mailto:kyoiku@urugi.info)

発行・編集／売木村役場総務課  
印刷／龍共印刷株式会社

肖像権保護のため、表紙の写真を加工しています。



9月14日 運動会

## 主な内容

- 平成30年度 決算概要…… 2～4  
議会だより…… 5～7  
飯田税務署より 他…… 7～8  
年金相談、お手続きは予約を・国民年金保険料は社会保険料控除です 他…… 9  
児童虐待防止推進月間…… 10  
歯科口腔健診・信州 ACE プロジェクト…… 11  
うるぎダイアリー・新職員紹介・人事異動…… 12



私たちの村 (9月末日現在)

人口 574人／男 249人／女 302人／世帯数 272戸／交通死亡事故ゼロの日 2935日

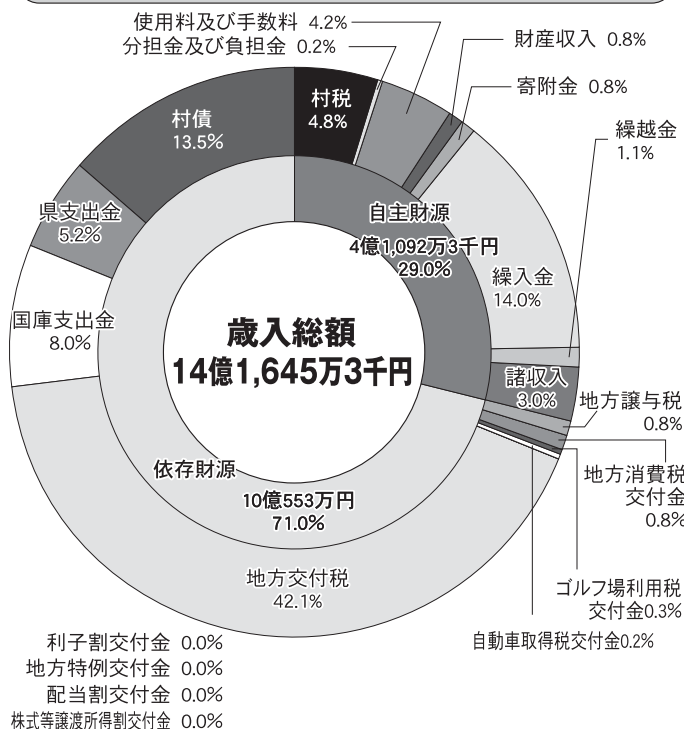
# 平成30年度 決算概要

平成30年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は18億46,03万3千円、歳出総額17億6,631万9千円でした。

(単位:千円)

区 分	H30決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	68,538	△ 1,961	△ 2.8
地方譲与税	11,911	93	0.8
利子割交付金	76	11	16.9
地方消費税交付金	11,663	482	4.3
ゴルフ場利用税交付金	4,365	△ 344	△ 7.3
自動車取得税交付金	2,811	△ 206	△ 6.8
地方特例交付金	19	△ 1	-
配当割交付金	129	△ 27	△ 17.3
株式等譲渡所得割交付金	108	△ 65	△ 37.6
地方交付税	595,837	△ 38,214	△ 6.0
分担金及び負担金	2,988	1,385	86.4
使用料及び手数料	59,718	2,589	4.5
国庫支出金	113,521	△ 75,543	△ 40.0
県支出金	73,930	6,894	10.3
財産収入	11,037	△ 3,786	△ 25.5
寄附金	12,032	7,796	184.0
繰入金	198,397	△ 41,004	△ 17.1
繰越金	16,184	△ 45,171	△ 73.6
諸収入	42,029	3,073	7.9
村 債	191,160	61,177	47.1
合 計	1,416,453	△ 122,822	△ 8.0

## 一般会計 歳入総額 14億1,645万3千円



## 主な増減の要因

(単位:千円)

区 分	増減額	主な要因 (数値は増減)
村 税	△ 1,961	法人税△1,581 入湯税△365
地方交付税	△ 38,214	普通交付税△26,158 特別交付税△12,056
使用料及び手数料	2,589	温泉施設利用料1,033 住宅使用料1,829
国庫支出金	△ 75,543	地方創生拠点整備交付金△116,000
県支出金	6,894	社会資本整備交付金5,951 流域育成林整備事業4,255
寄附金	7,796	ふるさと寄付金2,037 一般寄附金5,759
村 債	61,177	過疎対策事業債41,000 一般補助施設整備事業債10,600 災害復旧事業債7,200

## 基金(貯金) 残高

(単位:千円)

会 計	H30決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	712,173	△ 178,494	△ 20.0
特 別 会 計	151,855	3,649	2.5
合 計	864,028	△ 174,845	△ 16.8

## 村債(借金) 残高

(単位:千円)

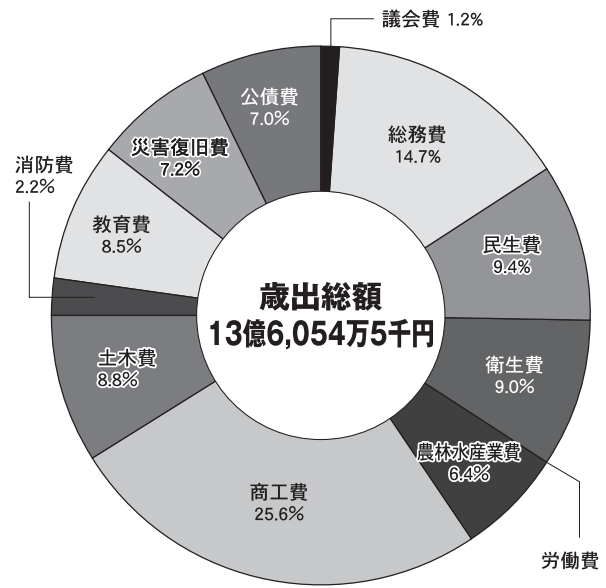
会 計	H30決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	872,558	98,641	12.7
特 別 会 計	500,371	△ 59,971	△ 10.7
合 計	1,372,929	38,670	2.9

一般会計 歳出総額 13億6,054万5千円

目的別

(単位:千円)

Table with 4 columns: 区分, H30決算額, 対前年比増減額, 対前年比増減率. Rows include 議会費, 総務費, 民生費, etc.



主な増減の要因

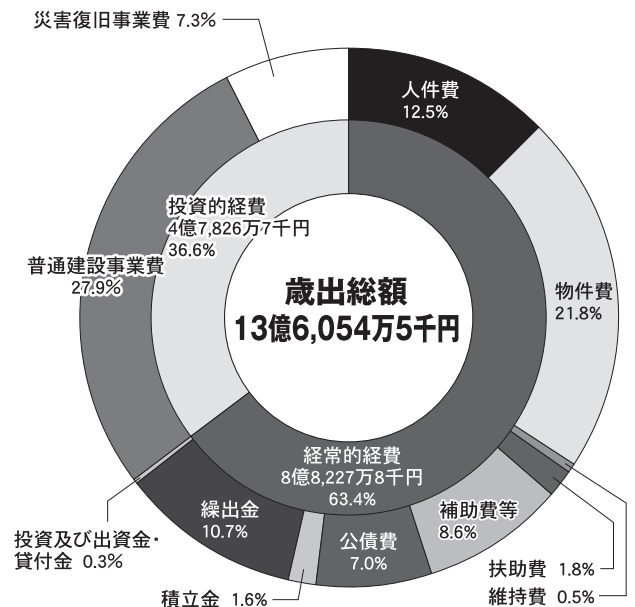
(単位:千円)

Table with 3 columns: 区分, 増減額, 主な要因 (数値は増減). Rows include 総務費, 衛生費, 農林水産業費, etc.

性質別

(単位:千円)

Table with 4 columns: 区分, H30決算額, 対前年比増減額, 対前年比増減率. Rows include 人件費, 物件費, 維持費, etc.



●地方消費税引き上げ分の用途について

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分は、地方税法に基づき全て老人福祉費へ充当しています。

『歳入』

地方消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分 4,723千円

『歳出』

(単位:千円)

Table with 7 columns: 事業名(款, 項, 目), 経費, 財源内訳(特定財源, 一般財源). Rows include 民生費, 社会福祉費, 老人福祉.

# 会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名	歳 入			歳 出			
	H30決算額	対前年比		H30決算額	対前年比		
		増減額	増減率		増減額	増減率	
一 般 会 計	1,416,453	△ 122,822	△ 8.0	1,360,545	△ 162,546	△ 10.7	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	71,046	△ 10,089	△ 12.4	58,767	△ 10,925	△ 15.7
	直営診療所特別会計	61,846	△ 4,288	△ 6.5	60,530	△ 813	△ 1.3
	水道事業特別会計	74,295	3,126	4.4	73,593	3,612	5.2
	後期高齢者医療特別会計	9,833	469	5.0	9,833	469	5.0
	下水道事業特別会計	41,713	5,034	13.7	41,713	5,034	13.7
	介護保険特別会計	128,053	△ 3,785	△ 2.9	119,366	△ 7,924	△ 6.2
	介護サービス特別会計	42,793	3,532	9.0	41,971	3,991	10.5
合 計	1,846,033	△ 128,822	△ 7	1,766,319	△ 169,101	△ 8.7	

## 財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	H30決算額	H29決算額	説 明
財政力指数	0.12	0.11	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	5.4	-10.8	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	89.5	88.4	財政構造の弾力性を判断する指数、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	599,513	626,636	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

## 財 政 健 全 化 判 断 比 率

指 標	比 率	説 明	早期健全化基 準	財政再生基 準
実 質 赤 字 比 率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の特別会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実 質 公 債 費 比 率	10.7%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道特別会計	下水道事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。

(注) 図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

# 議会だより

## 売木村議会定例会

令和元年第3回売木村議会定例会が9月13日から20日までの8日間の会期で開催されました。付議事件21件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

令和元年第3回売木村議会定例会が9月13日から20日までの8日間の会期で開催されました。

②令和元年度売木村国民健康保険特別会計(国民健康保険事業)補正予算(第2号)について(11,863千円増額)(前年度繰越金増11,279千円)

③令和元年度売木村国民健康保険特別会計(診療施設事業)補正予算(第3号)について(5,038千円増額)(薬品代3,491千円、検査料467千円)

①平成30年度決算に係る健全化判断比率等の報告について

## 報 告

## 決 算 認 定

①平成30年度一般会計、特別会計(7会計)の決算についてはいずれも認定されました。決算内容はP2~4のとおりです。

## 補 正 予 算

①令和元年度売木村一般会計補正予算(第3号)について(3

⑥令和元年度売木村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について(557千円増額)(計装

機器更新330千円)

⑦令和元年度売木村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について(436千円増額)(機能保全業務委託121千円、予備費315千円)

## 条 例

①売木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

②一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

③消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

④売木村建設機械利用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

## 人 事

①教育委員会委員任命につき同意を求めることについて

(清家利文氏 同意)



## 一 般 質 問

3番 小林智臣議員

①君の椅子事業について、春に行われた住民説明会において、村民からの質問に脱退を視野にとりう答えたと思いましたがその後どうなったか。今後の見通しについてお聞きしたい。

村長答弁

まず、君の椅子事業を始めた経緯から説明させていただきます。平成25年12月、林業を成長産業に転換し成功した北海道下川町に視察を視察した時、お会いした方から君の椅子プロジェクト代表の元北海道副知事磯田憲一さんを紹介していただき、26年の8月に売木村に来村され講演をお聞きしました。君の椅子プロジェクトが目指す「生まれてきてくれてありがとう！君の居場所」はここにある」という趣旨に賛同して平成27年からプロジェクトに加入しております。

今年の3月初めに行った行財政説明会の折、本州で初めて参加したことが、村長は自慢かという話が出ましたが、自慢でも何でもなく純粹に「新

しく生を受けた君に、この椅子を贈ろう。君の名前と誕生日が印された、君だけの椅子だよ。君がこの椅子に座れるのは、ほんの数年かもしれない。たくましく成長していくのだから。そして大きくなった君は、君の思い出を刻んだままずうっと側にあるからね。君の居場所は、ここにあるからね。今、この地に生を受けた君にこの椅子を贈ろう。」という君の椅子プロジェクトに賛同したものであり当時、講演を聞かれた議会の皆さんも良いプロジェクトであり生まれてきた村の赤ちゃんと贈呈しようということになりました。売木村の第1号は平成27年5月に誕生した赤ちゃんと贈呈しております。

平成27年から現時点で11世帯14名の赤ちゃんと贈っております。今年度は今のところ、2名の予定になっております。平成27年度から30年度までの支出額は約163万円で、負担金が年25万円で100万円、需用費として43万円椅子の費用、送料になります。旅費として20万円支出しております。これは平成28年、北海道東神楽町で行われた記念植樹の会に私と職員で出席した時の旅費であります。

毎年行なわれております植樹会、交流会、写真コンテストに売木米、村の特産品を提供しております。これについての代金は広域連携の事業費の中で支払っていただいております。

さて、今後についてどうするかと言っているところですが、平成28年11月に君の椅子を贈呈したご家族にヒアリングをしたことがありません。事業の趣旨に共感していただき、椅子の贈呈については率直にうれしかったという話であります。売木の木材でないこと、村で作っていないことには違和感があるとのことでした。せっかく頂けるのなら実用性のあるもの、子供が生まれることにより新たに必要になるものが良いなどの意見がありました。

君の椅子プロジェクトは、村の木を使って物を贈ればよいというものではありません。子供たちは君の椅子につかまり立ちしながら地に立つことを覚え、君の椅子に座って絵本を読み、ご飯やおやつを食べながら心と体を鍛え、大きくなってきたのです。その積み重ねてきた時間が、いつか懐かしいふるさとの情景が子供の心の中に育っていくこと

を私は信じたいと思います。

親が子供を虐待し、あげくのはてには殺してしまふ、子供が親を殺してしまふ事件が後を絶たない、この時代に生まれてきた赤ちゃんを、皆で見守り育てるのだという温かい心の村が存在することも良いことだと思っております。

今一度、村の皆さんにも君の椅子の持つ意味をしっかりとお伝えしてご理解を伺っていきたく思っております。

### 7番 中山英二議員

①高齢者の一人暮らしについて、孤独や不安が高齢になるほど深刻になってきます。心の問題はその年齢にならないとわからないので、中々理解されず、見過ごされてしまう。対策を講じる必要があるのではないかと。

②地域おこし協力隊について、村民から協力隊員の活動内容が見えてこないとの指摘を受けました。活動報告をお聞きします。

③売木村総合戦略について、「産業を発展させ雇用につなげる村づくり」は現在どのようになっているのか。雇用創出なくして人口増は見込まれないと思えます。

### 村長答弁

高齢者の心のケア対策についての私の思いを話させていただきます。私は86歳になった母親を含め5人家族で暮らしております。その中で感じたことを話させていただきます。売木には次男家族、長女家族など近所に身内がいますが、母を家に残して出かけることはよくあります。一人で留守番を母がする事もよくありますが、夜には誰かが戻り一晩中留守にすることはありません。そんな中でも寂しさを訴えます。今日はどこに行く、何時に帰る、また一人か、近所の孫たちに頼んでおいてくれ等々よく言われます。高齢になつたことから寂しがる事がよくあります。家族がいてもそんな状況ですので、高齢者の一人暮らし、老老世帯においては、不安や寂しさを感じられるのは、いかばかりかと推察するところであります。

民生児童委員、保健師、ヘルパー等が対応してくれておるところであります。今後の心のケアについては、検討していきたいと思っております。

地域おこし協力隊の活動内容が見えないと言う事は、前々からよく聞きます。協力隊の

活動報告は行っているところであり。昨年度も11月に在籍する6名の協力隊が活動報告を行いました。聞きに来られた方は少なかつたようです。その時の様子は、ケーブルテレビでも放送させていただき、どのような活動をしていのかを周知させていただきました。村内に広報して協力隊が取り組んでおります国際センターの仮オープンを今年の2月に行いましたが、残念なことに大勢の出席はございませんでした。先日、集落支援員の2人がプレオープンを行った伝使山音草学校開校イベントにも村内の協力者の皆さん、近所の皆さんは見えませんでした。村の皆さんの出席は、少なかつたように思います。活動を見ていただくことが、頑張つて村に貢献しようという協力隊の励みにもなると思っています。

さて、私は何としても村を存続したい残したいと思つて村づくりをしています。それには、色々な人材がいて能力を発揮していただくことが重要と思っております。協力隊、支援員は、村が目指すビジョンに向かつて一緒に取り組んでほしいと願っております。

そんな中で、協力隊や支援員はどのように貢献できているのかを評価する制度を作つていきたいと思っております。行動指標に基づいて、評価対象期間の行動、業績等をまず自己評価していただき、それを幹部が評価する。結果によっては継続できない場合も生じるなど厳しいことも必要ではないかと思っております。村のイベントにも協力するなど、村との関りも評価の対象になることで、活動内容など顔が見えることになると考えております。評価制度の導入も話をして今後の採用にあたっていただきたいと思っております。

次に産業を発展させ雇用につなげる村づくりについてお答えします。まず現状では、村内の観光施設を始め村内企業では、求人中のところもあり人手不足の状況であります。そんな中で村としては、村の基幹産業である農地を守るべく、農道、水路の改修など農業基盤整備を行う一方、農業委員会を中心に担い手への農地集積をお願いして、意欲のある経営体への農地集積と集落営農組織化を進めており、村で立ち上がった農業生産法人には、就農希望者が勤めその後、独立

するとという良い傾向も見られます。また、農業をしたいという若い皆さんの就業先としても貢献していただいております、ありがたいと思っております。

総合戦略基本目標の中でも、新規就農者3人に対して4人と目標を上回る事ができております。農業生産法人では、6次産業化を進めており、県外企業と協力して、新しい商品開発も行っており新たな展開も期待できるところです。農業を目指す若者の雇用先になるように村も協力していけたらと思います。かつては肉用牛生産団地として子牛の生産に力を入れておりましたが、高齢化とともに畜産農家も激減してきました。現在の農家さんが元気なうちに新規就農者を受け入れたいと進めております。何件かそんな話があり進めておりましたが、受け入れまでには至っていないのが現状であります。そんな中で、ヤギ農家の受け入れはでき、6次産業化されております。

また、林業も村の大事な産業であります。計画的な森林施業を進めるとともに良質な売木ヒノキの生産と林政アドバイザーにより森林環境譲与税

事業の推進を図り、村有林の森林認証による、うるぎ産材のブランド化を図っていききたいと思っております。林業関係労働者目標は6人でありますが、現在は4人となっております。目標を下回っております。私も議員当時、企業誘致に取り組んだことがあります。当時は、働く人もおり誘致はできたわけですが、現状では働く人も少ない中でありますので、現在頑張っていたいただいている商工業や村内企業等の支援をしていくことが大切だと思っております。



# 飯田税務署より

## 令和元年分年末調整説明会のお知らせ

給与所得者に係る年末調整説明会を下記の日程等により開催します。

説明会では「年末調整のしかた」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などパンフレットを使用して説明会を行いますので、ご出席の際にはお持ちいただきますようお願いいたします。

開催日	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月14日 (木)	13:30~15:30	阿智村コミュニティ館2階ホール 阿智村駒場483	阿智村・平谷村・根羽村
11月15日 (金)	13:30~15:30	阿南町阿南文化会館 阿南町西條2335-1	阿南町・下條村・売木村・天龍村 泰阜村
11月19日 (火)	13:30~15:30	飯田文化会館 飯田市高羽町5-5-1	飯田市(源泉徴収義務者名あ行~た行)
11月20日 (水)	13:30~15:30	飯田文化会館 飯田市高羽町5-5-1	飯田市(源泉徴収義務者名な行~わ行) 松川町・高森町・喬木村・豊丘村・大鹿村

※都合により、指定された会場(日時)に出席出来ない場合には、他の会場(日時)にし出席することができます。

## 消費税説明会のお知らせ

消費税の一般的な決算の仕方、経理処理、課税売上の判定、申告書の書き方等について、「消費税説明会」の実施します。

また、消費税軽減税率制度の実施に伴う区分経理の仕方等の説明を併せて実施します。

開催日	開催時間	開催場所
元年12月17日(火)	14:00~16:00	飯田税務署2階会議室

※消費税軽減税率制度に伴う区分経理の仕方等の説明時間(おおむね30分程度)を含みます。

## 所得税青色申告決算説明会のお知らせ

青色決算書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、飯田下伊那地区青色申告会連合会の協力を得て、「所得税青色申告決算説明会」の実施します。

また、消費税軽減税率制度の実施に伴う区分経理の仕方等の説明を併せて実施します。

※近隣の会場のみ掲載。他会場での実施分は税務署へお問い合わせください。

開催日	開催時間	開催場所	対象所得
元年12月3日 (火)	14:00~16:00	阿南町商工会館2階	営 業 不動産
元年12月10日 (火)	10:00~12:00	JAみなみ信州 本所 1階 みなみちゃんホール	農 業
元年12月12日 (木)	10:00~12:00	JAみなみ信州下條支店 多目的研修センター	農 業

## 所得税白色申告決算説明会のお知らせ

正しい帳簿・記録に基づいて正しい決算と申告をしていただくために、具体的な決算の仕方や収支内訳書等の作成等について、「所得税白色申告決算説明会」の実施をします。

また、消費税軽減税率制度の実施に伴う区分経理の仕方等の説明を併せて実施します。

開催日	開催時間	開催会場
2年1月16日(木)	14:00~16:00	飯田税務署2階会議室
2年1月17日(金)	14:00~16:00	飯田税務署2階会議室

※※消費税軽減税率制度に伴う区分経理の仕方等の説明時間（おおむね30分程度）を含みます

## お問い合わせ先

飯田税務署 代表電話番号 Tel 0265-22-1165

自動音声案内の「2」をお選びください。税務署の担当部署におつなぎします。

## 司法書士による「空き家問題110番」

～もう空き家は放置できない!?～を実施いたします(無料)

長野県青年司法書士協議会は、令和元年12月1日(日)、下記の要領にて、司法書士による空き家問題の電話相談会を実施いたします。

〈日 時〉 令和元年12月1日(日) 10:00~16:00

〈電話番号〉 0120-448-788 (フリーダイヤル)

〈相談料〉 無料

〈相談例〉

- ・実家が空き家になって困っている。売る・貸す等は可能か。
- ・まだ空き家ではないが、家を継ぐ者がいない。どうなるのか。
- ・空き家を放置しておく、固定資産税が上がるのか?
- ・空き家を相続したが、利活用の方法はあるか。
- ・空き家を処分したいが、いくらで売れるのか知りたい。etc.





## 年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

- ◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570—05—4890」またはお近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込みください。

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られてくる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

## 年金生活者支援給付金の請求手続きはお済みですか？

令和元年10月1日より、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するための「年金生活者支援給付金制度」が開始されております。

老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金のいずれかを受給している方のうち、制度の対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬より順次発送されております。

給付金の受け取りには請求書の提出が必要ですのでご確認ください、まだ提出されていない方は至急提出してください。

なお、不明な点につきましては、下記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

**給付金専用ダイヤル：0570-05-4092**

### **「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください！**

日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはありません。

# 11月は児童虐待防止推進月間です!

子どもの命を守るため、「虐待かな?」と思ったら迷わず通告・通報しましょう。

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (イチハヤク)

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413

長野県飯田児童相談所 ☎0265-25-8300

『児童虐待』とは、保護者が児童（18歳未満の者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為であり法律で禁止されています。『虐待』であるかどうかの判断は、親の認識とはかかわりなく、子どもの自身が『耐え難い苦痛を感じているかどうか』で判断されます。


身体的虐待	なぐる ける やけどを負わせる 激しく揺さぶる 首を絞める など
性的虐待	子どもへの性的行為 性的行為を見せる 性器を触る・触らせる など
ネグレクト	食事を与えない 必要な医療を受けさせない 長時間置き去りにする など
心理的虐待	子どもを傷つけることを繰り返し言う きょうだいと著しく差別的な扱いをする子どもの目の前で家族に対する暴言や暴力をふるう など

お父さん、お母さんで育児や子育てに不安や悩みがある方は、ひとりで抱え込まず一度相談してください。

売木村住民課 ☎28-2311

長野県子ども支援センター ☎026-225-9330


子どもの未来を守るため虐待のない社会をつくりましょう!



児童相談所  
全国共通  
3桁  
ダイヤル

いち はや く

# 189



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。



# 歯科口腔健診はお済みですか？

## ～後期高齢者歯科口腔健診～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を行います。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で誤嚥性（ごえんせい）肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。お口の健康は、笑顔への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

### ●対象者

昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの被保険者（平成30年度に75歳の誕生日を迎えた方）

●案内通知など 対象者に対し、案内通知と受診券を6月下旬に送付しています。

### ●健診期間

令和元年12月30日（月）まで

### ●健診費用 無料

※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

●対象医療機関 県歯科医師会所属の歯科医院

●予約方法 対象医療機関へ直接予約をお願いします。

### ●受診時に必要なもの

受診券

被保険者証

### ●お問合せ先

長野県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係（電話 026-229-5320）



# 信州ACEプロジェクト

## ～ACE de 健康づくり～

県では、世界一の健康長寿を目指す健康づくり県民運動「信州ACE（エース）プロジェクト」を推進しています。生活習慣病を予防するために3つの習慣を身につけましょう！

「体を動かす」……（例）ずくを出して今より10分多く体を動かす

「健診を受ける」…（例）家族全員が1年に1回は健康診断や歯科チェックを受ける

「健康に食べる」…（例）減塩、野菜をたっぷり食べる

取り組み内容やイベント情報など詳しくは<https://ace.nagano.jp/>をご覧ください。

※信州ACEプロジェクト…Action（体を動かす）のA、Check（健診を受ける）のC、Eat（健康に食べる）のEの頭文字で、世界で一番（ACE）の健康長寿を目指す思いを込めたもの

### 【お問い合わせ】

県庁 健康増進課 TEL：026-235-7112

# うるぎダイアリー



8月9日  
**東邦大学コンサート**

東邦大学ミニコンサートがぶなの木において行われました。メジャーなJ-POPからうるのすけマーチまで数多くの曲を披露されました。



8月19日  
**反核平和の火リレー**

核兵器廃絶を願い、県内の自治体職員らが「平和の火」ともしたトーチで県内の市町村をつなぐリレーが8月19日売木村に到着をしました。



8月25日  
**安協売木支部  
カーブミラー設置・清掃作業**

安協売木支部の皆さんが、村内に設置してあるカーブミラーの清掃・及びカーブミラーの新設作業を行いました。



9月8日  
**防災訓練**

今年で3回目の防災訓練。今回は避難訓練の後に地区の防災マップの修正について意見をいただきました。

人事異動  
退職9月30日付

大関

武

## 新職員紹介 9月1日付



鷲野友香  
(住民課 保健師)

9月からお世話になっております。皆さんの健康をサポートしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



台風19号によって被災した立科町へ飲料水などの救援物資を寄付しました。この救援物資は、中止したうるのすけで使用する予定だったものを使わせていただきました。

台風19号に被災した立科町へ  
救援物資を寄付しました